資料１

てん菜作付奨励総合対策事業（令和４年度～令和７年度）
（令和３年１２月１日　総務経済常任委員会）

てん菜は輪作体系の維持や土づくりにおいて欠くことのできない重要な作物である。

輪作作物として、安定的なてん菜作付を図ることを目的とし、令和４年度～令和７年度は下記対策を実施する。

１　適正な輪作体系作付助成

飼料用作物（牧草・デントコーン）を除く作付面積のうち 20%以上～30%未満、てん菜を作付した場合にてん菜作付による適正な輪作体系と判断し、てん菜の作付面積に対し、助成するもの。

２　てん菜作付拡大助成

てん菜の作付面積が前年から 10%以上作付拡大した場合に拡大面積に対し、助成するもの。

※てん菜の作付面積割合が 30%以上の場合は対象外とする。

３　てん菜新規作付助成

前年てん菜を作付していない生産者がてん菜を新規で作付した場合にてん菜の作付面積に対し、助成するもの。

※第３期支援策期間中は１度しか受け取れないものとする。

１と２もしくは３は併用できるものとし、２と３は併用できないものとする。

（支援策に係る確認方法は JA めむろ　第３期実測面積）